

# 輸入(持込胎)凍結・低温精液による人工授精について

以下の登録が、血統証明書発行の条件となります。(持込腹については、②・③・④のみ)

- ①輸入精液(父犬)のDNA型解析(人工授精後のストロー綿栓やバイアル等に付着した精液で解析)
- ②子犬の一胎子登録
- ③母犬のDNA登録
- ④子犬全頭のDNA登録
- ⑤子犬全頭の親子判定

## 人工授精1カ月前

※持込腹の場合は不要。

- 「輸入精液のDNA型解析依頼書」を、父犬血統証明書コピー添付のうえ、繁殖技術管理課まで送付してください。  
本会より、輸入精液のDNA型解析料金の払込取扱票を、繁殖者様に送付いたします。
- 輸入精液のDNA型解析料金を、専用の払込取扱票にて郵便局で入金してください。  
本会より、「綿栓付きのストロー」、または「バイアル並びに精液解凍に使用した容器等(精液が付着してるもの)」を送付する専用の封筒を送付いたします。

## 人工授精当日

※持込腹の場合は不要。

人工授精後、**精液の付着した**「綿栓付きのストロー」や「バイアル並びに精液解凍に使用した容器等(精液が付着してるもの)」を指定の封筒に入れて、**3日以内**に「家畜改良技術研究所」へ**特定記録**郵便で送付してください。  
(精液の腐敗・損傷があるとDNA解析ができません。)

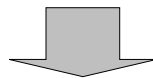
## 出産後

ご所属の愛犬クラブを通じて、「凍結・低温精液による人工授精用一胎子登録申請書」「凍結・低温精液の採取・授精証明書」で申請してください。

※子犬のDNA登録を実施するため、個体の識別ができるように、子犬全頭の犬名を記入してください。

●下記①～⑤のコピーを添付してください。

- ①父犬「血統証明書」・「登録証明書(発行団体)」
- ②「精液の輸入検疫証明書(輸入精液の場合)」
- ③「精液の健康証明書(輸入精液の場合、精液を輸出する際に輸出国の検疫所が発行したものがある場合のみ)」
- ④「精液の所有権や流通を証明する書類」(血統証明書上の牡犬所有者と、精液の所有者が一致しない場合)
- ⑤「DNA登録を行っている場合はDNA証書類」



母犬、及び子犬の「DNA登録申請用紙」と親子判定用の「払込取扱票」が届きます。  
子犬の頭数分の親子判定の料金が別途必要となります。

「父犬のDNA型解析」「母犬、及び子犬のDNA登録」「親子判定」の完了後、血統証明書の作成を行います。

- ◇精液の採取及び授精は獣医師が行い、署名が必要となります。
- ◇父犬の精液は、国外にて採取された国外公認団体登録犬に限ります。
- ◇父犬の精液のDNA型解析は、同一犬であっても人工授精の度に必要です。
- ◇父犬の精液採取時、及び母犬の人工授精時の年齢は、生後9カ月1日以上でなければなりません。
- ◇父犬及び母犬は、人工授精以前に自然交配により子犬を出産したことがなければなりません。
- ◇父犬精液及び母・子犬のブラシを、「家畜改良技術研究所」へ送付後は、DNA登録料金の返金はありません。
- ◇DNA型解析、及びDNA登録に用いられた原資料・検査結果については、公開しておりません。
- ◇牡犬(父)は、J K C登録犬では無いので、DNA登録証明書の発行はありません。
- ◇極近親繁殖とならないよう注意してください。